別表第１（第３条、第５条、第14条第１項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
10.　［略］	［略］
11. 磁石製娯楽用品	1　磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数（磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。）のいずれもが、50平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。 2⑴　届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 ⑵　次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ①　満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨 ②　満三歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨 ③　子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨
12. 吸水性合成樹脂製玩具	1　吸水することにより、吸水性合成樹脂製玩具の幅、高さ及び長さのいずれもが、50パーセントを超えて膨潤しないこと。ただし、当該膨潤した吸水性合成樹脂製玩具を直径20ミリメートルの穴の上に置き、接触面が半球形の直径10ミリメートルの棒を用いて当該接触面に対し垂直方向に20ニュートンを超えるまで徐々に当該玩具に力を加えたときに、いかなる場合においても当該玩具が損傷せずに当該穴を通過するものにあつては、この限りでない。 2⑴　届出事業者の氏名又は名称が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 ⑵　次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ①　満三歳に満たない乳幼児に使わせない旨

別表第１（第３条、第５条、第14条第１項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
10.　［略］	［略］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］